|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用区分 | | | | 使用料 | | | |
| ２時間未満 | ２時間以上４時間未満 | ４時間以上８時間未満 | 延長１時間につき |
| 専用使用 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 児童・生徒 | ４００円 | ７００円 | １，４００円 | ２００円 |
| 一般 | ７００円 | １，４００円 | ２，８００円 | ３００円 |
| その他の目的に使用する場合 | | | ４，０００円 | ８，０００円 | １６，０００円 | ２，０００円 |
| 団体使用 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 児童・生徒 | ３００円 | ４００円 | ７００円 | １５０円 |
| 一般 | ４００円 | ８００円 | １，６００円 | ２００円 |
| その他の目的に使用する場合 | | | ３，０００円 | ６，５００円 | １２，０００円 | １，５００円 |
| 個人使用 | 児童・生徒 | １回につき | | ４０円 | | | |
| 一般 | １回につき | | ９０円 | | | |
| 附属施設 | 放送施設 | １回につき | | １，０００円 | | | |
| 会議室 | １回につき | | ２００円  冷暖房使用の場合、１時間につき２００円を加算する。 | | | |
| 温水シャワー | １０分につき | | １００円  （消費税及び地方消費税を含む。） | | | |
| １　専用使用とは、陸上競技場を独占的に使用する場合をいう。  ２　団体使用とは、スポーツクラブなどの団体が陸上競技場の一部を使用する場合をいう。 | | | | | | | |
| ３　使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料の額は、入場料その他これに類するものの最高額に、入場者数の１００分の１０に相当する数（その数が１００を超える場合は１００とする。）を乗じて得た額を、上表の使用料に加算して得た額とする。  ４　使用時間が１時間未満の場合は、１時間とする。 | | | | | | | |

**出水市陸上競技場**